

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、和歌山県県民経済計算推計調査を次のとおり実施する。

1 調査の目的

県民経済計算推計調査（以下「調査」という。）は、和歌山県県民経済計算を推計するための重要な基礎資料を得るため、県内に所在する事業所の経済状況を把握することを目的とする。

2 調査の範囲

調査対象は、県内に所在する事業所で、知事が適当と認めて、選定したものとする。

3 調査事項

調査は、調査日の前年度における事実に関し、次に掲げる事項について行う。

- (1) 事業所の損益計算に関すること。
- (2) 事業所の当該年度における設備投資額に関すること。
- (3) 事業所の従業上の地位別従業者数に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

4 調査時期

調査時期は、平成23年6月1日から平成23年9月30日までの4か月間に実施する。

5 調査の方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式とする。

6 報告義務者

2に同じ。